横浜市クリエイターデータベース 登録条件

令和7年10月14日更新

1. 登録の条件

横浜市クリエイターデータベースに登録を希望される方は、以下の条件すべてを満たしている必要が あります。

- ・「デザイン」「映画・ビデオ・写真」「アニメ」「ゲーム」「出版」「音楽」「情報サービス」を専門とし、 主たる事業とする、個人または法人のクリエイター。
- ・別表1のカテゴリに沿う制作事例を掲載できること。 ただし、「その他」に属するカテゴリを主とする登録は不可とする。
- ・横浜市内に事業所を有していること。(大規模の事業者を除く。)
- ・登録する事業において自社のホームページを有していること。
- ・登録者が実制作を行っていること
- ・以下のような法人・団体との公表できる取引実績が過去3年以内に3社以上あること。 また国や地方自治体およびその関連機関、公益性を有する法人や団体の実績を1件以上含むこと。
 - 国や地方自治体およびその関連機関
 - 一般企業
 - 公益性を有する法人や団体(公益法人や学校法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等) ※自社 Web サイトや SNS、YouTube 等の各種プラットフォームへの自主制作物の掲載、 ならびに個人間の取引は公表できる取引実績には含まれません。
 - ※なお療養・育児・介護等の事情により、過去3年以内の実績数の条件を満たせない者に対しては、 上記条項の限りではないため、問い合わせ時にその旨を記載すること。
- ・個人事業主または法人の義務とされる税金・年金・保険料等を滞納していないこと。
- ・横浜市クリエイターデータベース利用規則に同意すること。
- ・掲載に必要な情報を記載した申請書を提出すること。
- ・当方の担当者と良好なコミュニケーションを取ること。

<別表1>

デザイン	映像制作・	ウェブサービス	コンテンツ制作	その他
	写真撮影			
ブランド/ロゴ/VI/CI	プロモーション動画	キャンペーンサイト	ライティング・編集	イベント企画運営
フライヤー/カード/ポスター	記録映像	企業紹介サイト	イラスト制作	SNS 運用/マーケティング
パンフレット/冊子/装丁	アニメーション	EC サイト/システム	音楽制作	
	/CG/VFX 制作	構築		
商品開発/パッケージ	プロモーション写真		アプリ開発	
企画/プロジェクト/サイン	イベント記録写真			
プロダクトデザイン				

2. 登録できない方、掲載できない情報

以下の項目に該当する方、該当する情報は登録、掲載できません。

- ・重大な法令違反若しくは社会的な信用を著しく損なう行為をするもの。
- ・公序良俗に反するもの。
- ・政治的または宗教的な宣伝意図の目的を持つもの。
- ・暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (以下「法」)第2条第2号に規定する 暴力団をいう。)。法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員 (法第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当するもの。又、法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。